

ドイツより I

4年半くらしした日本を後にし、第二の故郷であるドイツへ帰ってきてから早くも一ヶ月半が過ぎようとしている。夜の長いドイツの冬、肌を刺すような冷たい雨が降る季節のせい、なぜか元気がないドイツを見て、留守にしていた4年半の間に、一体この国に何が起こったのだろうかと思わざるを得なかった。

日本に比べてサービス精神に欠けていることは、昔から変わっていない。何かを買いに店に入っても個人のおしゃべりに夢中な店員は、客を平気で待たす。また、どれほど忙しい時でも、自分の休憩時間になれば、列を成して待っている客を無視してさっさと引っ込んでしまう。一体、日本のサービス精神がコテコテ過ぎるのか、それともドイツ語には「サービス」という言葉が存在しないだけなのか、ともかく苛々してくるのである。また街、いや国全体のムードが悪い。不景気なうえに、400万人以上の失業者を抱えている国としては、仕方がないのかもしれないが、仕事をしている人達の顔にさえ生活の不安や政治に対する不信感がありありと表われている。お互いにやさしい言葉を交わすとか、報酬なしで助け合うという心の余裕が一切感じられない。皆、目をつりあげて、冷たく利己的に、他人に無関心に自分だけを救おうとしている。きれいな顔、良い味のある顔に出会わなくなった。

新居を構えたデュッセルドルフ市は、人口約57万の都市で、ドイツでは立派に大都市の仲間入りをしている。ドイツ連邦をなす15州の中で、最も人口が多く、かつてはドイツの工業化の牽引車的役割を果たしたルール工業地帯のあるノルトライン・ヴェストファーレン州の州都の街である。また、バブル経済頂点のころ、日本企業の駐在員とその家族が約7,000人のジャパニーズ・コミュニティを結成していたことで、日本でも結構しられるようになったところでもある。旅行者用のガイドブックでも紹介されている、シックなレストランやパブが並ぶ旧市街や目抜き通りのケーニヒスアレーには、以前と変わらない華やかさが見られるが、中央駅前の広場で、朝からビール瓶を片手にたむろする若者たちのほうが、現在ドイツが置かれている状況をより適切に語っているような気がしてならないのは著者だけであろうか。

こんな街のなかで、まだまだ多い日本人は、やけに浮き上がった生活をしている。数年間の予定でドイツ入りする、一応生活が保証されている駐在員の人達にとって、特に現在のドイツは可能なかぎり深入りしたくないところのようだ。必要以上、現地の人びととコンタクトを持つこともなく、日本人経営の店で日本の食料品を買い、日本料理のレストランで食事をとり、子供たちは日本人学校へ通い、日本人の友達しか持たず、すなわちドイツ語を話さない。

著者が知っているドイツは、環境保全における世界の先進国であり、優等生であった。技術のイノベーションに関しては、日本人も遅れをとらないであろうが、政策または行政も取り組み、いや環境問題に対するドイツ人一人一人の知識と意識のレベルが高かった。リサイクルのための回収資源、エネルギー節約や大気汚染防止のための自主的なエンジンのアイドリングストップ、買い物に行くとき持参する麻袋や藤かご。行政でも、産業界に、部品に原料記号を打たせ、再利用しやすいように義務づける法律などと、世界に手本を示してきた。このドイツはもうないのである。

いや、まだあった。以前のように話題にならなくなったが、環境問題に対する意識は地味ながら健全だ。洗剤や化粧品、トイレタリー売り場へ行けば、レフィル用のシャンプーやボディソープ、粉石鹸などと展示してあるし、また、日本では観光地やカラオケボックスには必ず置いてある使い捨てカメラはまったく見かけない。市内の交通機関にしても、月約5,000円の定期一枚で週末や夜間は、自分の他にあと5名プラス犬一匹まで無料で連れていけるなど、車の交通量削減（すなわちCO₂削減）のためのユニークな努力がなされている。

(1997年12月11日 今成行裕)

ドイツよりⅡ

科学者の中には、温室効果防止のためにCO₂の排出を削減しなければならないと、思っていない人もいます。彼らは、大コンピュータで計算された気候モデルを信用することはできないとしている。この気候モデルでは、地球上の気温上昇が予測されている。ブレーマーハーフェン市にあるアルフレッド・ヴェーゲーナー研究所の、地層学と氷河学の専門家H. ミラー氏もこの懐疑者の一人である。ミラー氏は、グリーンランドの氷の研究を続けてきたこともあって、気候変動のエキスパートとされている。

アルプスの氷河の後退に関して、これはCO₂からくる気温上昇によるものと述べている気候専門家がいるが、これについてミラー氏は「氷河の後退が始まったのが1850年頃。現状は、ちょうど前世紀の中期といえる。でも、だからといってだれも前世紀においてそれほどの量のCO₂が大気に排出されたとは思っていないだろう。」だからミラー氏は、現在見られる気温上昇の原因は人類の活動だとする説に対し非常に消極的である。

ミラー氏によれば、過去の歴史のなかで見られた気候変動において、CO₂は一体その原因なのか、結果なのかはっきりとした回答が得られていない。「因果関係さえ解明されていないのに、未来の気候の行方について科学的に裏付けられた回答をすることはほぼ不可能である。」

過去の気候を調査すると、氷河時代より温暖な時代のほうが大気のCO₂の量が多かったことが分かる。これは、グリーンランドの氷を調べても明らかになった。ミラー氏は、「たった50年から100年の間に、15度ほどの気温変動があったことも氷の分析によって解明されてきた。」気候が非常に変化に富んでいるという訳である。

「比較的高い気温から低い気温へと気候が変化していくなかで、大気も同じような素早い変化を見せている。20年足らずの間に、今日見るような塵埃の多い大気へと変わった」という。

気候変動モデルについて現在の最大の問題は、信用できるデータベースが過去数十年分しかないことだと、ミラー氏は述べている。さらにシュミレーションの際に計算に考慮できるパラメータの数が限られていることが挙げられる。そうでもしなければ、どんなに巨大なコンピュータでも計算に時間がかかりすぎるからだ。

現在の気候を正しく把握するには、まず、過去の気候に関する情報に則ってモデルを「検定」しなければならない。ミラー氏は、「氷の分析で得た結果をシュミレーションしてくれて、1万年前から現在までを見られるモデルが、北極と南極の水が溶け出したことを、地球温暖化の兆しだと促えることは無責任だ」と述べている。南極大陸の質量収支について、彼はとても良くバランスがとれていると思うと言っている。あるいは反対に増えているかもしれない。

マイナス20度の平均気温が12度上昇しても、さらに多くの氷が溶け始める訳ではないとし、温室効果に関係なく、未来に雨や雪が増えれば、その分氷も増えるのでは、と考えを述べている。

それでも、この地層学・氷河学の研究者も、CO₂の排出量は削減しなければならないと言っている。ただ、気候の安定を守るというのを理由にするというのは的外れであり、未来の世代のために、数値の高い炭化水素を保存したいだけだと述べている。(1997年11月27日 今成行裕)

ドイツよりⅢ

アメリカ合衆国で1970年から「国家環境政策法」(NEPA)が施行されて、もはや30年近くが過ぎようとしている。この法律は、「包括的な国内政策の中で環境問題に焦点を当てた初めての法律」であるといわれており、実際に他国の環境政策に与えたインパクトは、非常に大きいものであったと認めざるをえない。

アメリカ合衆国の影響を受けたEC(現EU)では、1970年代を通して環境影響評価(EIA=Environmental Impact Assessment)の討議が続いた結果、1980年のEC司令の草案の公布を経て、1985年6月から「一定の公的及び民間事業の環境影響評価に関する理事会司令」(Council Directive on the Assessment of the Effect of Certain Public and Private Projects on the Environment)が施行されたのである。この司令の目的は、環境に大きな影響をもたらす可能性のある事業に関し、欧州連合加盟国に環境影響評価の実施を義務づけるところにある。また、司令採択後3年以内に、司令に適合する環境影響評価制度を各自国内で整備することも決まった。

アメリカ合衆国のNEPAも、欧州連合の環境影響評価制度司令も「予防」が原則である。すなわち、ある事業が環境へ及ぼした悪影響を後から修復するのではなく、その事業に関して下される意志決定の前の段階で、環境へ及ぼすインパクトを検討し、悪影響の恐れが認められた場合には、適当な修正を行ってそれを回避しようとするのが特徴である。

環境保全に関しては、世界をリードしてきたドイツだが、このEUの司令の国内適合化に関しては比較的消極的だったのはなぜだろうか。ドイツがようやく「環境影響評価法」を施行したのは、1990年に入ってからで、EUが施行されてからはほぼ、5年が過ぎようとしていた。

欧州連合が取り決める司令(Directive)とは、加盟各国に対し直接拘束力を発揮するものではなく、その趣旨の達成のみがポイントである。いかなるツールを活用するかについては各国の自由とする枠組みを定めるにとどまっている。また、環境影響評価司令は、その附帯書で環境影響評価の実施の対象となる事業をリストアップしてはいるが、あくまでも、「事業」を対象とした司令であり、このような事業の土台にあたる「基本計画」、または「実施計画」は完全に対象外になっている。

一方、ドイツにおける環境または自然保全法の歴史を見てみると、そのツールは明らかに刑法にあり、違反、すなわち誤った行為による「結果」を罰するという構造になっていたのであり、「予防」という概念はなかった。しかし、1950年代、60年代にみた高度経済成長にともなって発生した公害問題を背景に、1971年9月にはドイツ史上初めて「環境保全」を国家の義務として捉えた連邦政府環境政策プログラムが公布されるまでになった。環境保全の原則として「予防」が初めて登場したのもこの政策プログラムである。

こうした議論もあってドイツにおける環境保全の関心は、個々の専門分野ごとの法律の中で、タテに配慮されるようになった。例えばイミッション保護法を引用すると、その第5条「環境への悪影響が発生しないよう予防処置をとること」を義務づけている。すなわちECが1985年から環境影響評価司令を施行した時点では、ドイツでは独自の「環境影響評価法」こそまだ制定していなかったが、実際にはかなり以前からあらゆる専門分野の法律を通じて環境アセスメント的な評価を義務づけていたのであった。すでにでき上がっているシステムを脅かすEC司令を嫌ったドイツの理由はここにあるような気がする。また、EC司令の中で極めて重要なポイントである一般市民の意見の聴取、一般市民の参加に関しても、許認可取得までの手続きが長引き、結果としては設備投資を妨げるという理由から、産業界をはじめ諸州政府の代表から結成される連邦上院までが猛反対した歴史もあった。それまでのドイツの取り組みには、分野に関係なく事業の環境影響を平等にひとつの拘束的概念のもとに評価する(すなわちヨコの)包括的な理念がなかったことが最大のネックだったといえる。また、土壌、水、空気や気候といった環境要素に対する累計的、相互的影響を把握する手段も持ち合わせていなかった。このギャップを法的に埋めるべく制定されたのがEC司令である。

(1998年9月1日 今成行裕)